

令和 7 年度 運営指導における主な指導事例
(通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護に関する事項)

1 人員基準

(1) 従業員の員数について

【事例】

看護職員や生活相談員を適切に配置していない。

ア 基本的には月ごとの常勤換算ではなく、サービス提供時間毎に配置職員を定めていますので、認識誤りにご注意ください。

※ 加算等を算定している場合は、常勤換算での管理が必要となる場合があります。

✓ 看護職員：日（単位）毎に配置していますか

✓ 生活相談員：勤務時間数は、サービス提供時間以上となっていますか

※ 看護職員は、通所介護及び利用定員 11 人以上の地域密着型通所介護において配置が必須となります。

2 運営基準

(1) 通所介護計画等の作成について

【事例】

曜日によってサービス提供時間が異なる利用者に対し、それぞれのサービス提供時間に応じたプログラムを記載した通所介護計画等を作成していない。

ア 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等を作成する必要があります。

【事例】

サービスの実施状況及び目標の達成状況について、評価を行っていない。

ア サービスの実施状況及び目標の達成状況について評価を行い、サービス内容の変更等の必要性を把握してください。

なお、モニタリングに含めて目標の達成状況の把握を行う場合は、モニタリングの記録内容を確認し、上記内容が含まれているかご確認ください。

※ サービスの実施状況等や満足度の把握のみでは、上記を満たす内容となりません。

(2) 定員の遵守について

【事例】

「振替利用」により、1日の利用定員を超過している日がある。

ア 「振替利用」の場合は、利用定員に満たない日を案内してください。

※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(3) 受給資格等の確認について

【事例】

利用者の受給資格の有効期限が切れている。

ア 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめてください。

(4) 地域との連携等について（地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護）

【事例】

運営推進会議（オンライン開催を含む）を開催していない。

ア おおむね6月に1回以上開催する必要があります。

※ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の変更に伴い、令和5年5月8日以降は運営推進会議の書面開催は原則として認められておりません。

【事例】

運営推進会議の出席者が適切でない。

ア 構成員は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等）、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等とされています。構成員が出席できる日程で運営推進会議を行うよう努めてください。

- ✓ 利用者
- ✓ 利用者の家族
- ✓ 地域住民の代表者
- ✓ 市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- ✓ 地域密着型通所介護について知見を有する者等

(5) 記録の整備について

【事例】

個々の利用者の事業所への到着時間及び出発時間が明確に記録されておらず、請求した報酬区分との整合性が確認できない。

ア 請求した報酬区分と利用者のサービスを受けた時間の整合性が確認できるように、個々の利用者についてサービスを受けた時間を記録に残してください。

3 介護報酬

(1) 入浴介助加算Ⅱについて

要確認！！

【事例】

利用者宅の訪問により把握した居宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画が作成されていない。

ア 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成してください。

(2) 個別機能訓練加算について

【事例】

機能訓練指導員が配置されていない日時についても加算を算定している。

!!過誤調整案件!!

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置する必要があります。

イ 1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がありますので、ご注意ください。

【事例】

個別機能訓練加算の実施記録を作成していたが、内容が曖昧であったため、適切な評価になっていない。

ア 個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果等について、実施した訓練内容に係る記録を残し、適切な評価をしてください。

【事例】

個別機能訓練に係る生活状況の確認及び進捗状況等の説明を適切な時期に行っていない。

ア 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練等の見直し等を行ってください。